

山梨県公報

第二千六百四号

平成二十八年

五月十六日

月 曜 日

目 次

告 示

山梨県県税条例第十三条第一項の規定による県税の申告等の期限の延長…………… 四三二

保安林の指定の予定…………… 四三一

換地計画の決定…………… 四三一

建築基準法に基づく道路位置指定…………… 四三二

公 告

土地改良区役員の退任及び就任(二件)…………… 四三三

そ の 他

一般競争入札について(二件)…………… 四三四

告 示

山梨県告示第七十六号

山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号。以下「条例」という。)第十三条第一項の規定により、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が平成二十八年四月十四日以降に到来するものについては、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。

平成二十八年五月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

指 定 地 域

熊 本 県

山梨県告示第七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十八年五月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所

甲斐市下福沢字天沢一三三〇、一三三一、一四六〇から一四六三まで、一四六六から一四六八まで、一四七〇、亀沢字芝ノ田六三八五の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字天沢一四六二・一四六七・一四六八・字芝ノ田六三八五の一(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第七十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営農地環境整備事業(三富地区上柚木稲子沢工区)の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、審査請求をすることができる。

平成二十八年五月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間